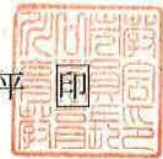


川教指発第13号
令和2年4月9日

川口市監査委員 小川 春海 様
同 金井 洋 様
同 杉本 佳代 様
同 江袋 正敬 様

川口市教育委員会
教育長 茂呂 修平



定期監査結果（指摘）に対する措置について（通知）

令和2年2月28日執行の学校教育部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

1 収納事務について（指導課）

指導課の過年度返還金雑入の収納事務において、事務の執行が川口市会計事務規則どおりに行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

指摘を受け、川口市会計事務規則において、令和2年度から出納員等の登録を行ったところがございます。今後は川口市会計事務規則に基づき、適正な収納事務に努めてまいります。



川教高発第 5 号
令和2年4月14日

川口市監査委員 小川 春海 様
同 金井 洋 様
同 杉本 佳代 様
同 江袋 正敬 様

川口市教育委員会
教育長 茂呂修平



定期監査結果（指摘）に対する措置について（通知）

令和2年2月28日執行の学校教育部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

1 使用料及び雑入について（川口市立高等学校）

川口市立高等学校の使用料及び雑入において、川口市会計事務規則に定める期限までに収納金が払い込まれていないものが見受けられたので適正に執行されたい。

講じた措置の内容

指摘を受け、収納金につきましては、川口市会計事務規則に定める期限までに、指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込みを行っております。

今後も引き続き、川口市会計事務規則に則り、適正な収納事務に努めてまいります。

